

# 経済農政局希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、経済農政局希望型指名競争入札実施要綱（平成21年1月15日施行。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 要綱第2条に定める対象業務（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格が200万円を超える業務委託及び予定価格が400万円を超える修繕とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受ける契約に係る業務を除く。

(対象業務の公表)

第3条 業務を担当する課（所）長（以下「担当課長」という。）は、業務発注表（以下「発注表」という。）を千葉県ホームページの入札情報等ポータルページに提示することにより公表するものとする。

2 業務発注表により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業種
- (2) 業務名
- (3) 業務実施場所
- (4) 業務概要
- (5) 履行期間
- (6) 資格要件
- (7) 受付期間
- (8) その他

3 業務発注表による公表期間は、原則5日間とする。ただし、次の各号に掲げる日は、受付期間に含めないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）

(入札参加申込の手続)

第4条 要綱第6条第2項に規定する関係書類とは、契約書の写し等をいう。

(業者選定における希望申込業者の取扱)

第5条 要綱第8条第3項により指名競争入札に切替える場合の業者選定に際しては、当該希望者を原則として考慮するものとする。

(入札結果の公表)

第6条 担当課長は、経済農政局入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領（平成21年1月15日施行）の定めるところにより、入札結果を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月15日から施行し、平成21年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。